1. 大気汚染物質月間測定結果用語について

(注-1)1時間値

大阪府では1時間値は毎30分から次の30分まで測定した値であり、後の時刻を測定値の時刻とする。例えば、6時の1時間値とは5時30分から6時30分までの測定値である。

(注-2)有効測定日数

有効測定日数とは二酸化窒素、一酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素について、測定値を20時間以上有する日の総和である。ただし、光化学オキシダントは昼間の測定値(6~20時までの1時間値)を1時間以上有する日の総和である。

(注-3) メタン、非メタン炭化水素及び全炭化水素の6時~9時における測定日数 メタン、非メタン炭化水素及び全炭化水素の6時~9時における測定日数とは、6~9時までの3時間 の連続した測定値を全て有する日の総和である。

(注-4) 月平均値、昼間の月平均値及び6~9時における月平均値

月平均値、光化学オキシダントの昼間の月平均値及びメタン、非メタン炭化水素及び全炭化水素の6~9時における月平均値は、次式により算出する。

月平均値=月間の測定値の総和/測定時間数

昼間の月平均値

=月間の昼間の測定値(6~20時の1時間値)の総和/月間の昼間の測定値の測定時間の総和6~9時における月平均値

=月間の6~9時の測定値の総和/月間の6~9時の測定時間の総和

(注-5)6~9時における3時間平均値、8時間平均値

6~9時における3時間平均値はメタン、非メタン炭化水素及び全炭化水素について、6~9時までの3時間の連続した測定値の算術平均値である。ただし、この時間帯の測定値に1時間以上欠測がある場合、この日の3時間平均値は欠測とする。

8時間平均値は一酸化炭素について、1日の測定時間のうち、連続した8時間(0時~8時、8時~16時、16時~24時の3時間帯)の測定値の算術平均値である。ただし、8時間のうち6時間以上測定した場合は有効とするが、5時間以下の場合はこの時間帯の8時間平均値を欠測とする。

(注-6) 日平均値

日平均値とは二酸化窒素、一酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素 の有効測定日の測定値の算術平均値である。

(注-7) 月間値表中の一の表記について

月間値表中の一は、当該項目の当該月において未測定であることを示す。

(参考-1) 測定方法

測定は、下表に示す方式により実施している。

測 定 項 目	測 定 方 式
窒素酸化物(一酸化窒素、二酸化窒素)	吸 光 光 度 法
至系政化物(一政化至系、一政化至系) 	化 学 発 光 法 (乾 式)
光化学オキシダント	吸 光 光 度 法
ルルチャインメント	紫外線吸収法(乾式)
炭化水素(全炭化水素、非メタン炭化水素)	ガスクロマトグラフ法
浮遊粒子状物質	ベ 一 タ 線 吸 収 法
二酸化硫黄	溶 液 導 電 率 法
一段化物类	紫外線蛍光法(乾式)
一酸化炭素	非分散型赤外線吸収法

窒素酸化物、光化学オキシダント及び二酸化硫黄の各項目については、平成8年10月から乾式測定法が環境基準の公定法に追加された。大阪府域では、平成9年度から光化学オキシダントと二酸化硫黄について、平成10年度から二酸化窒素について、乾式法による測定を一部測定局で開始した。

(参考-2) 大気汚染に係る環境基準

	項	į	目		基準値
=	酸	化	窒	素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮 :	遊 粒	子	状 物		aste
光亻	上学ス	†+	シダン		
=	酸	化	硫	黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
_		化	炭	素	1時間値の1日平均値が0.10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
非	メタン	・炭	化水	素	(非メタン炭化水素の指針値)午前6時~9時の平均値が0.20ppmCから 0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること

環境基準の評価方法について (1)短期的評価(二酸化窒素以外)

測定を行った日の1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値について、環境基準と比較し て評価を行う。

- (2)長期的評価
- (ア)二酸化窒素(年間98%値)

年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値(365日分の測定値がある場合、低い方から358番 目の値)を環境基準と比較して評価を行う。 (イ)浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素(2%除外値) 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合、高い方から7日

分の測定値)を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を 超える日が2日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。

有効測定局について

評価は有効測定局の結果を用いて行う。

有効測定局とは、それぞれの項目について年間の測定時間が6000時間以上の測定局のことをいう。ただし、 光化学オキシダントは昼間の測定値(6~20時の1時間値)を1時間以上有する測定局であり、非メタン炭化水 素は6~9時までの3時間連続して測定した測定値を全て有する測定局である。